

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福島県いわき市錦町四反田30番地

氏名 株式会社 クレハ環境

代表取締役 並川 昌弘

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。
~~第14条の5第1項~~

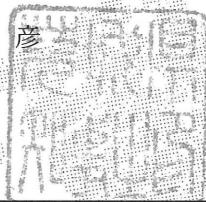
茨城県知事 大井川和彦

許可の年月日

平成28年9月28日

許可の有効年月日

令和9年7月7日



1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）
 積替え保管を除く：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃酸（pH2.0以下のもの、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、感染性産業廃棄物、廃PCB等（別記2-1に記載のあるものに限る。）、PCB汚染物（別記2-2に記載のあるものに限る。）、廃水銀等、ばいじん（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、燃え殻（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、汚泥（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）以上10種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 該当なし。

3. 許可の条件
 特になし。

【注意】
**この許可証（写）は許可内容の開示及び契約書添付を目的とし、
 その他の用途による使用は無効とする。**

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成5年7月8日	新規許可	平成28年7月11日	変更届（代表者の変更）
平成25年9月30日	更新許可（優良認定）	平成28年9月28日	変更許可（品目の追加）
平成25年9月30日	変更許可（品目の追加）	平成31年4月26日	変更届（代表者の変更）
平成26年8月4日	変更許可（品目の追加）	令和2年10月27日	更新許可（優良認定）
平成27年2月6日	変更許可（有害物質の変更）	令和4年5月26日	変更届（代表者の変更）

5. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

別記1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉛さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	—	○			○	○	○
カドミウム又はその化合物	—	○	—		○	○	○
鉛又はその化合物	—	○	—		○	○	○
有機燐化合物					○	○	○
六価クロム化合物	—	○	—		○	○	○
砒素又はその化合物	—	○	—		○	○	○
ジン化合物					○	○	○
トリクロロエチレン				○	○	○	○
テトラクロロエチレン				○	○	○	○
ジクロロメタン				○	○	○	○
四塩化炭素				○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン				○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン				○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン				○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン				○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン				○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロパン				○	○	○	○
チカラム					○	○	○
シマジン					○	○	○
チオベニカルブ					○	○	○
ベンゼン				○	○	○	○
セレン又はその化合物	—	○	—		○	○	○
ダイオキシン類		○	○		○	—	—
アルキル水銀	—	—			○	—	—
1, 4-ジオキサン		—		○	—	○	○

別記2

イ 廃P C B等(次の(1)から(2)までに掲げるものに限る。)

- (1) 電気機器又はO Fケーブル(P C Bを絶縁材料として使用した電気機器又はO Fケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のP C Bによって汚染されたもの(以下「微量P C B汚染絶縁油」という。)が廃棄物となったもの。

- (2) P C Bの濃度が廃P C B等1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの((1)に掲げるものを除く。)

ロ P C B汚染物のうち、次に掲げるもの

- (1) 微量P C B汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの。
- (2) 汚泥、紙くず、木くず又は纖維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は纖維くずに塗布され、又は染み込んだP C Bの量が汚泥、紙くず、木くず又は纖維くず1キログラムにつき100,000ミリグラム以下のもの((1)に掲げるものを除く。)

- (3) 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているP C Bの量が廃プラスチック類1キログラムにつき100,000ミリグラム以下のもの((1)に掲げるものを除く。)

- (4) 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(以下「金属くず等」という。)のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているP C Bの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの((1)に掲げるものを除く。)